

西宮市一般廃棄物処理施設整備事業者選定委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）第50条の規定に基づき、西宮市一般廃棄物処理施設整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 実施方針に関すること。
- (2) 入札説明書、要求水準書及び契約書（案）等入札関係資料に関すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づく落札者決定基準に関すること。
- (4) その他、市長が必要と認める事項に関すること。

2 選定委員会は、入札者の企画提案書等に基づき審査するものとする。

3 選定委員会は、前項に定める審査に基づき、落札者候補として最も適当なものを選定し、市長に答申するものとする。

(会議録の調整)

第3条 委員長は、会議録を調整し、次の事項を記載する。

- (1) 会議の開催日及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) 会議の公開に関する事項
- (5) その他会議において必要と認めた事項

(委員の責務)

第4条 委員は、公平かつ公正な審査に努めなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、建設工事等の技術提案等に参加してはならない。

3 委員は、会議その他で知り得た技術提案及び評価等の内容を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開とする。ただし、西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）第6条各号のいずれかに該当する情報について審査する場合は、選定委員会の決定により非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、環境局環境施設部施設整備課において処理する。

(任期)

第7条 選定委員の任期は、市と落札者が本事業の契約を締結するまでの期間とし、2年以内とする。また、委員は2回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が選定委員会の承認を得て定める。

附 則

この要領は、令和3年4月15日から施行する。